



〈電気通信大学教職員組合〉

未払賃金等請求事件訴訟第十二回口頭弁論および報告会 7月13日(水)

7月13日午後1時30分から、東京地方裁判所立川支部にて電気通信大学教職員組合が支援する原告団(6人)の未払い賃金等請求訴訟の第十二回口頭弁論が行われました。瀬戸口裁判長から原告側から提出された2人の陳述書、茨城大学名誉教授深谷先生の意見書の確認がありました。裁判長は、意見書で引用されている高エネ研、福岡教育大学の高裁の判決文、富山大学の地裁の判決文を7月29日までに提出するよう弁護団に指示しました。裁判長は、すでに判決を出す段階に来ていることを示唆しましたが、弁護団は、深谷先生の意見書、団体交渉の経過を書いた水谷の陳述書をもとに「周知」、「高度な理由」について原告団の主張をまとめた準備書面を次回提出することを裁判長に伝え、原告尋問を要求しました。尋問については、裁判長は検討すると述べただけでした。次回の日程を決め、口頭弁論は10分程度で終了しました。傍聴者は被告側11人、原告側2人でした。全大教より岩崎書記次長、その他、国語研より5人、天文台より1人、高エネ研より1人においでいただきました。



口頭弁論後に、立川弁護士会館に場所を移して、原告団長山本の司会で報告集会を開催しました。まず、原告弁護団の平弁護士より、瀬戸口裁判長は、判決を出す段階に来ていることを示唆したが、原告尋問を要求し、次回の準備書面で「周知」、「高度な理由」について十分に主張していく方針が説明されました。全大教の岩崎氏から、山形大学の地裁判決では、十分に給与減額を補てんする財源があったにもかかわらず、中期目標達成が高度な理由として判断され、詳細な財務分析を全く無視する判決であったが、控訴審では反対に裁判官の方が財務分析に重点をおいた審理が進められているとの報告がありました。電通大では、準備書面で述べた「玉突き理論」で給与減額の補てんは可能であったことを主張し、大規模な事業経費削減を行った今年度と事業経費を削減せず給与削減を行った平成24、25年度との矛盾を明示し、国家公務員同様の平均7.8%の給与削減は必要なかったことを主張していきます。原告団長は、裁判を行っているからこそ、関東の大学では、珍しく、電通大は、昨年度は4月までさかのぼって人勧通り昇給されたことを述べました。

電通大原告団は、引き続き弁護団とともに闘っていきますので今後ともよろしくご支援願います。

第十三回口頭弁論は9月28日(水)午後4時に決まりました。

(電気通信大学教職員組合執行副委員長・原告 野崎 眞次)